

(あて先) 滋賀県知事

年 月 日

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金 認定申請書兼支給申請書
(新入生に対する一部早期給付用)

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づく給付を受けたいので、同要綱第5条の規定により申請します。

様式1-4【3】誓約・委任欄記載事項について、すべて確認の上、同意します。

↑※必須項目 を入れてください。

申請者(保護者等)記入	申請者(生徒の保護者等)について				
	ふりがな		住所	〒 滋賀県	
	申請者氏名 (生徒の保護者等)				
	生徒との続柄	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他() <small>※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。</small>			
	連絡先	(自宅)	(携帯:父)	(携帯:母)	
	対象となる生徒(高校生等)について				
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	生徒氏名				
	高等学校等における在学期間 (新しい順に記入してください。)	学校名	立	学校の種類・課程	
			年 月 日 ~ 年 月 日	在学中	
学校名		立	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数	
		年 月 日 ~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名	立	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数	
	年 月 日 ~ 年 月 日			なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

学校記入 ※

- (1) 本申請に係る生徒は、認定基準日(令和8年4月1日)現在、本校第()学年(年次)、
(全日制・定時制・通信制・専攻科)に在学しています。
- (2) 本申請にかかる生徒に関する高等学校等における在学期間は、申請書記入欄に記載のとおりです。
- (3) 本申請にかかる生徒は、認定基準日(令和8年4月1日)現在、
- 高等学校等就学支援金の支給対象者です。
 - 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)の支給対象者です。
 - 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者です。
 - 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の支給対象者です。
- (4) 代理受領について
- 当給付金の代理受領について受任します。
(学校において代理受領を受任しない場合は、チェック不要です。)
- 以上を証明します。

年 月 日

学校所在地

学校名

校長名

印

※「学校記入」の欄については、生徒が在学する学校において記入してください。

※生徒が在学する学校において申請を取りまとめ滋賀県へ提出する場合は、様式「申請者一覧」への必要事項の記入により、上記「学校記入」の欄への記入および押印を省略することができます。

【1】高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認

(1) いずれかの該当する□にレ印を付けて、必要書類を添付してください。

添付書類は次表ですべてではありません。次ページ【2】の収入状況に関する書類も必要ですので、必ず確認してください。

在住地と学校所在地	国籍	日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認に必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 申請者の在住地と高校生等が通う学校の所在地が滋賀県内	<input type="checkbox"/> ① 高校生等本人の国籍が日本国籍	■高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知を添付してください。 (ご提出が難しい場合は不要ですが、審査に時間を要しますことをご了承ください。) (※)ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援) を含みます。
	<input type="checkbox"/> ② 高校生等本人の国籍が外国籍	次のいずれか1つを添付してください。 ■高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知 ■「住民票の写し」 (国籍・在留資格・在留期間等が記載され、市町村が発行した原本。コピー不可。) ■「特別永住者証明書の写し(コピー)」 ■「在留カードの写し(コピー)」 下表の⑧該当者は「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」の添付要否についても下表で確認してください。 (※)ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援) を含みます。
<input type="checkbox"/> 申請者の在住地が滋賀県内、高校生等が通う学校の所在地が滋賀県外	<input type="checkbox"/> ① 高校生等本人の国籍が日本国籍	国籍等に関する添付書類は提出不要です。
	<input type="checkbox"/> ② 高校生等本人の国籍が外国籍	次のいずれか1つを添付してください。 ■「住民票の写し」 (国籍・在留資格・在留期間等が記載され、市町村が発行した原本。コピー不可。) ■「特別永住者証明書の写し(コピー)」 ■「在留カードの写し(コピー)」 下表の⑧該当者は「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」の添付要否についても下表で確認してください。

(2) 高校生等本人の国籍が日本国以外の方のみ(※(1)②を選択された方のみ) 回答してください。

次の③~⑨の該当する□にレ印を付け、必要事項の記入と必要書類の添付をしてください。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者			
④	<input type="checkbox"/>	永住者			
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)	年 月 日
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等			
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	(西暦)	年 月 日
			日本国で就労と永住の意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり)	<input type="checkbox"/> いいえ(なし)
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦)	年 月 日
			日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない	
				小学校名	
			所在地	都・道・府・県	
			日本国の中学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない	
				中学校名	
所在地	都・道・府・県				
※「卒業した」にレ印を付けた人は、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付してください。					
⑨	<input type="checkbox"/>	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西暦)	年 月 日

【2】保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況

該当する□にレ印を付けてください。

(1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していますか。

受給している	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(※生業扶助が措置されていることが確認できるもの)を提出します。 ⇒別記様式第1-4号に進む。
受給していない	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されていないことを誓約します。 ⇒(2)の回答に進む。

(2) 生業扶助を「受給していない」方のみ回答してください。

次の①～⑦から、該当する箇所の□にレ印を付けて、必要書類を添付してください。

※ 4月1日時点で成人(満18歳以上)の場合は、「親権者がいない」の③～⑦のいずれかに該当します。

親権者がいる	①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親等)2名分の課税・非課税証明書を添付します。
	②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分の課税・非課税証明書を添付します。 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情(DV、児童虐待、養育放棄、失踪や離婚協議中など)によりやむを得ず、親権者の課税・非課税証明書を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④または⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。
親権者がいない	③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分の課税・非課税証明書を添付します。 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)等 ※未成年後見人が法人である場合、または民法の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
	④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分の課税・非課税証明書を添付します。 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合等
	⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分の課税・非課税証明書を添付します。 ・親権者または未成年後見人が存在せず、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合等
	⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人の課税・非課税証明書を添付します。 ・親権者、未成年後見人または主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等
	⑦	<input type="checkbox"/>	課税・非課税証明書を提出しません。 ・所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人または主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割および市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合等

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えるものとする。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【3】誓約・委任欄

- ① この申請の記載内容は、事実に相違ありません。虚偽の記載があった場合は、滋賀県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ② 私は、対象となる生徒について、本申請以外に奨学のための給付金(滋賀県および他の都道府県が実施する同種の給付金を含む。)を申請していません。
- ③ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費または特別育成費(母子生活支援施設の高中生等は除く))の支弁対象ではありません。
- ④ 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、生徒にかかる高等学校等就学支援金または学び直しへの支援の申請書類および届出書類の個人情報を利用し、当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑤ 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、生徒の在学する高等学校等の持つ生徒にかかる個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑥ 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、申請者と同一の世帯に属する他の生徒の給付金の申請および給付の状況を確認することに同意します。
- ⑦ 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、生活保護の受給状況、道府県民税・市町村民税の課税状況、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況およびその他知事が必要と認める事項について、行政機関へ照会等の調査を行うことに同意します。
- ⑧ 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムにより、対象となる生徒の国籍情報等を確認することに同意します。
- ⑨ 給付金の決定が取り消された場合は、既に給付された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還します。給付金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を滋賀県に納付することに同意します。
- ⑩ 学校設置者が代理受領を行う場合、滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金について、私に代わり学校設置者が当給付金を代理受領することを委任します。なお、給付決定の時点で、学校設置者が私に対して授業料以外の学校徴収金にかかる債権を有する場合は、当給付金を当該債権の弁済に充てることについて了承します。
- ⑪ 認定基準日現在、保護者等の全員が日本国内に住所を有しており、滋賀県内に居住している。または保護者等の全員が日本国内に住所を有しているが、1名が単身赴任等により、滋賀県外に居住している場合であって、生活の本拠が滋賀県である。
- ⑫ (申請者又は申請者以外の保護者等が主たる生計維持者又は未成年後見人である場合)対象となる高校生等本人と主たる生計維持者又は未成年後見人は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係であることを誓約します。
- ⑬ 今回の申請は新入生に対する一部早期給付用の申請であり、給付額は年額の1/4であることを承知しました。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。